

選定療養費について

**初診時
7,700円(税込)**

**再診時
3,300円(税込)**

当院は地域医療支援病院の認定を受けている医療機関です。紹介状を持参せずに当院で初診をされる方、当院から紹介状をお渡ししたにもかかわらず当院で再診をされる方は、それぞれ上記のとおり診療費とは別に選定療養費がかかります。

※選定療養費制度は重症患者さんの直接受診を制限するものではなく、病院と診療所（クリニック）の機能分担の推進を図る観点から厚生労働省より制定された制度です。

初診の取り扱いについて

- ・当院で初めて受診する場合
- ・以前に受診したことはあるが、すでに治療期間が終了（治癒）した後に再び来院された場合
- ・患者さんが任意に診療を中止し、改めて受診される場合

再診の取り扱いについて

- ・治療により病状が安定し、他の医療機関へ紹介を行ったものの患者さんご自身の判断で引き続き当院を受診された場合

次の場合は「選定療養費」はご負担いただけません

- ・医療機関から紹介状（診療情報提供書）を持参された方（接骨院、整骨院、鍼灸院からの紹介状は除く）
- ・救急車で来院された方
- ・外来受診後そのまま入院となつた方
- ・外来化学療法で通院中の方
- ・生活保護法による医療扶助の対象となる方
- ・特定の疾病または、障害等により各種公費負担制度の給付対象となつている方（こども受給者証を除く）
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・その他、当院が直接受診の必要性を特に認めた方